

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

I 歴史的課題への挑戦

■人口減少・超少子高齢社会への対応



持続可能なまちづくりと経済成長の実現

1 人口減少社会におけるまちづくり



要望先：内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：エネルギー環境課、市街地整備課

◆提案・要望

政府が推進しているコンパクトシティの取組や、地域未来戦略、国土強靱化基本計画等の重要施策を相互に関連させ、高次の取組を行う市町村に対して、より手厚い財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、かつて経験したことがない人口減少・超少子高齢社会の到来という大きな転換期を迎えている。国勢調査開始以来、全国で唯一、人口が増加し続けた本県は、令和3年10月時点の人口推計では、初めて人口減少に転じた。その一方で、75歳以上の高齢者人口は全国でトップレベルのスピードで増加することが予想されている。
- ・ 超少子高齢社会では、地域を支える商業や交通の衰退、空き家の増加等による都市のスポンジ化、医療・福祉の費用増加などにより、現在の行政サービス水準の維持やインフラの更新が困難になることが予測される。その上で、激甚化・頻発化する災害にも対応していかなければならない。
- ・ 本県では、こうした諸課題に対応するため、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素に着目したまちづくり、すなわちコンパクトで利便性が高く、災害にも強い、持続可能なまちづくりを、市町村や企業等とともに進める「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進している。
- ・ 本プロジェクトには県内全63市町村が参加し、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導やウォークアブルなまちづくり、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、防災・減災の取組、エネルギーレジリエンスの強化などに総合的に取り組んでいるが、これらは政府が推進しているコンパクトシティの取組や地域未来戦略、国土強靱化基本計画等にも合致する取組といえる。
- ・ 超少子高齢社会の課題に着実に対応するための市町村の取組は全国の自治体にとっても参考となることから、取組を一層推進するための財政支援が必要である。

2 再生可能エネルギー等の普及拡大



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：エネルギー環境課、温暖化対策課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が進める地域の脱炭素化の取組を幅広く支援する観点から、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算を拡充するほか、交付金の柔軟な活用の妨げとなる詳細な要件の設定や年度途中の取扱いの変更を避けるとともに、交付金の機動的な活用のため事業計画額の全額を年度当初に交付決定すること。また、事業計画の最終年度まで事業計画額を確実に措置すること。併せて、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても地方財政措置を講じること。
- (2) 地域の脱炭素化に向け、家庭や企業等における再生可能エネルギー活用設備や電力の効率利用に不可欠な蓄電池のほか、コージェネレーションシステム、高効率省エネ設備等の導入・更新に対する支援の拡充、各設備の性能向上や価格低減に向けた技術開発を進めること。
- (3) 地域の脱炭素化に当たって重要となる熱エネルギーの活用を進めるため、太陽熱・地中熱・バイオマス熱のほか、工場からの廃熱等も含めた効率利用について導入支援を充実させること。
- (4) AIやIoTなどのデジタル技術を活用したVPPや、地域マイクログリッド、複数事業者間での熱の共同利用など、エネルギーの効率的利用に向けた研究・技術開発や導入支援を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 脱炭素化に向けては、再生可能エネルギーの活用が検討課題となるが、電力の安定供給のためには、蓄電池や系統との連携、多様なエネルギー源の確保、効率的なエネルギー利用など、様々な施策をバランスよく展開する必要がある。
- ・ 本県では家庭及び企業等の双方で蓄電池などの再生可能エネルギー活用設備や省エネ設備の導入補助を実施しているが、今後、更に導入を促進していくためには、補助の拡充とともに、設備の性能向上や価格低減を図ることも重要である。
- ・ また、AIやIoTなどのデジタル技術を活用したVPPや、地域マイクログリッド、複数事業者間での熱の共同利用など、エネルギーの効率的利用を進めていくことも重要である。

3 リチウム蓄電池等の適正処理・再資源化の推進



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：資源循環推進課

◆提案・要望

リチウム蓄電池等の適正処理と、電池に含まれるレアメタル等の再資源化を推進するため、市町村の連携による広域的な回収・再資源化体制の構築に向けた実証試験や住民への周知などに必要な財政措置等を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因するごみ処理施設等での火災事故が頻繁に発生している。令和6年度は全国の市町村で9,923件、うち県内市町村で1,076件発生した。
- ・ このような状況を受け、環境省は令和7年4月15日付けで各都道府県に通知を発出し、「各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収・適正処理をさらに徹底していく必要があること」や「引き渡しや処分の料金を低減する観点から、必要に応じて都道府県において調整を行うなどにより、複数市町村が連携して引き渡す等の体制を構築すること」等を求めたところである。
- ・ 本県では、令和5年度から家庭から排出されるリチウム蓄電池等からレアメタルを回収・再資源化する実証試験を行ってきたが、各市町村で回収できる量は必ずしも多くないため、コスト低減を図るには、複数市町村の回収分をまとめて資源化事業者へ引き渡すルートを整備など、広域回収・処理体制を構築する必要がある。
- ・ 以上を踏まえ、広域回収・再資源化体制の構築に向けた各自治体が行き組む実証試験や住民への周知などに、財政支援や技術的助言等の支援を求めるものである。

4 大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援【新規】



要望先：国土交通省

県担当課：大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹

◆提案・要望

大宮スーパー・ボールパーク構想を実現するため、事業の進捗に応じた技術的、財政的な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大宮スーパー・ボールパーク構想は県営大宮公園の競技場が集まったエリアを中心に、「試合がある日もない日も楽しめる公園」をコンセプトとして再整備し、大宮のまち、埼玉県の良いところを多くの人に知ってもらい、県外からも埼玉県を訪れていただくことを目指している。
- ・ 令和7年9月に、整備に当たってのコンセプトなどを示す大宮スーパー・ボールパーク基本計画を策定した。
- ・ 大宮のまちは大宮駅をはじめとする、東日本各都市のヒト・モノ・情報の相互交流・連携の要となる東日本の玄関口、交流拠点である。
- ・ 大宮駅周辺地域戦略ビジョンでは大宮公園が氷川参道歴史文化軸に位置付けられており、大宮のまちづくりにおいても重要である。
- ・ こういった東日本の玄関口である交流拠点づくりを行うことから、道路や地域交通などの広域的な視点、また野球場やサッカー場、多目的競技場といった複数の集客・賑わい施設の再整備について、官民連携による整備などを検討しており、国の技術的支援が必要である。
- ・ また、今後、事業の本格化に伴い、多額の費用を要することから国の財政的支援が必要不可欠である。

5 都市公園事業の推進



要望先：国土交通省

県担当課：公園スタジアム課

◆提案・要望

- (1) 生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂吸収源となる樹林地を健全な環境とするため、樹木の適正管理ができる財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県が管理する都市公園は32公園のうち25公園が開設から30年以上経過しており、魅力ある公園づくりを持続するための再整備も必要であるが、予算の確保が課題となっている。
- ・ 公園施設長寿命化に要する費用は、向こう5年間で約285億円と見込まれており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。
- ・ 樹木管理に要する費用は、指定管理者による簡易な枝打ちを除いて、過去5年間で約5.0億円となっているが、財政面の制約がある中で倒木の危険がある樹木の撤去しかできておらず、樹林地を健全な環境とするための伐採・剪定などができていない。

◆参考

○向こう5年間の県営公園における施設の長寿命化に要する費用（単位：百万円）

年度	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	合計
金額	5,654	5,691	5,463	6,006	5,655	28,469

○過去5年間の県営公園における樹木管理に要した費用（単位：百万円）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
金額	75.7	105.8	79.9	89.3	148.7	499.4

「こどもまんなか社会」の実現

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進



要望先：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省
県担当課：こども支援課

◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
- (2) 保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、早急に地方自治体と丁寧な議論を進めるとともに、例えば保育士の流出状況に合わせて地域区分を設定する等、その意見を反映させること。
あるいは、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。
 - ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
 - ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、公示価格を考慮
 - ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮
- (3) 公務員の地域手当への準拠を前提とした補正ルールを検討は行わず、抜本的な制度のありかたを検討すること。なお、その検討に当たっては、一般的には自宅近くの保育所等にこどもを預けることから、特に県南の市ではいまだ保育需要のニーズが高く、保育士流出状況に合わせた地域区分を設定し、東京都への流出をなくす改善を行うこと。
- (4) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (5) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策や保育体制強化事業など保育士の負担軽減に係る施策については、引き続き強力で推進し、事業執行に支障が生ずることのないよう、国において十分な財源措置を図ること。
- (6) 保育人材の確保に当たり、保育事業者が有料職業紹介事業者を利用した際、高額な手数料の支払いにより、保育所等の運営への負担が生じていることから、保育士の安定的な確保を図る観点からも、手数料に係る適切な上限設定やその内容を遵守させるための実効性の確保等、具体的な対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、令和8年1月に3.64倍と千葉県、東京都、神奈川県の中では、東京都の4.68倍に次いで高い水準にある。東京都の場合は「こども誰でも通園制度」の利用時間等の拡大の取組を独自で実施し、より多くの保育士を必要としている特殊な事情がある一方、本県はそうしたより多くの保育士を必要とする特殊な事情がないにもかかわらず、保育士の有効求人倍率が高い水準にあり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の給与水準は他業種平均よりも低く、平均勤続年数も短い傾向がある。
- ・ 保育士の人材確保と離職防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合の見直しが勧告され、市区町村単位から都道府県単位の設定となった。
- ・ 保育の公定価格の地域区分及び支給割合は、これまで国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合に準拠して決定されており、仮に今回の勧告がそのまま公定価格に適用された場合、本県では多くの市町村が6%から4%となり、63市町村のうち約3分の2の市町村の公定価格が引き下げられる一方で、東京都では23区の20%に変更はなく、23区を除いた地域でも16%となり、全体的に引き上げられることになる。
- ・ この場合、東京23区と隣接する川口市や戸田市などの自治体との格差がますます拡大し、また、東京都の23区を除いた地域と隣接する所沢市や入間市などの自治体においても、これまで以上に格差が拡大、もしくは支給割合が逆転することになり、保育士が東京都に流出してしまうおそれがある。
- ・ 令和7年12月開催の第13回子ども・子育て支援等分科会において、こども家庭庁は、令和7年度に続き、「令和8年4月からの見直しは実施せず、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版を踏まえつつ、自治体をはじめとする関係者のご意見を伺いながら、引き続き、見直し方法について丁寧に検討を進めていく。」という方針を示している。
- ・ 県内の保育団体からは、本県は地代などの経費が高いため、運営費を人件費に十分充てられないという意見もある。
- ・ 平均所得と地域区分の関係で見ると、県内の一部市では隣接する東京都の区市と比べ平均所得で同等もしくは上回っており、また、平均公示価格と地域区分の関係で見ると、県内の一部市では他県と比べ平均公示価格が高いにもかかわらず地域区分が低い状況にある。人事院勧告がそのまま適用された場合、このような逆転現象が解消されない不公正な地域区分になる。
- ・ このような中、令和8年3月開催の第14回子ども・子育て支援等分科会において、こども家庭庁は、国の今後の検討の方向性として「公務員の地域手当（令和6年人事院勧告）に準拠することを基本としつつ、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けることについて、予算編成過程で検討していく。」と示された。保育の公定価格への未反映の介護保険制度の補正ルールの適用の検討についても示されているが、公務員の地域手当への準拠を前提とした補正ルールの検討は行わず、抜本的な制度のありかたを検討するべきである。
- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 令和6年度の保育対策総合支援事業費補助金について、国が予算の不足を理由に、例年のない複数回にわたる交付申請額の精査依頼を行い、過度な事務負担が生じた。
- ・ また、令和7年度には、こども家庭庁が「令和7年度保育対策総合支援事業費補助金の執行方針について」を发出し、予算の不足を理由に、令和7年度当該補助金の国の負担割合の一部を補助しなかったため、事業執行に支障が生じた。
- ・ 保育対策総合支援事業費補助金の保育士・保育所支援センター運営事業や保育体制強化事業な

どは、保育士の確保・負担軽減において重要なものであることから、事業執行に支障が生ずることのないよう、国において十分な財源措置を図ること。

- ・ 本来は保育士の給与に充当されるべき給付費が、人材紹介会社による紹介料に費やされていることを踏まえ、令和4年11月に、紹介手数料の適切な上限設定を行うことなどについて、九都県市首脳会議から国へ要望を行ったが、実現に至っていない。
- ・ また、令和7年11月に公表された独立行政法人福祉医療機構の全国調査によれば、保育事業者が人材紹介会社に対し、1年間に支払った手数料の平均は約203万円となっており、紹介手数料が全般的に経営の負担になっている状況であり、対策を講じる必要がある。

2 保育料の完全無償化の早期実現



要望先 : こども家庭庁、文部科学省
 県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 現行の幼児教育・保育の無償化に伴う財源については、地方に実質的な負担が新たに生じないように、必要な安定財源を国の責任で確保すること。
- (2) 所得に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0～2歳児の保育料についても無償化し、早期に完全無償化を実現すること。
- (3) 保育料の完全無償化を実現するまでの間は、現行の多子軽減制度の同時入所要件を撤廃し、保育サービス等を利用する世帯への経済的負担を軽減すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年10月から、認可外保育施設を含め幼児教育無償化が実施されているが、引き続き十分な財源措置が必要である。
- ・ 保育料は、国が定める上限額の範囲内で、保護者の所得に応じて各市町村が徴収額を定めている。平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、保育料の多子軽減制度を設け、認可保育所等に兄弟姉妹が同時に入所する（＝同時入所要件）場合に、最年長のこどもから順に第2子の保育料が半額、第3子以降は無償としているが、小学生以上の兄弟がいる場合はこの軽減制度に当てはまらない。
- ・ 東京都が令和7年9月から第1子について保育料を無償化している。

◆参考

○現行の国多子軽減制度と本県の事業内容

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	・・・		
	← 同時入所要件 →										
①第1子～第3子全員が満3歳未満の場合	第3子 ↓ 無償	第2子 ↓ 半額 保護者負担	第1子 ↓ 全額 保護者負担	国による 幼児教育・ 保育の無償化							
②第1子～第3子全員が満6歳未満の場合	第3子 ↓ 無償		第2子 ↓ 半額 保護者負担						第1子 ↓ 無償		
③第1子が小学生以上、第2子以降が満3歳未満の場合	第3子 ↓ 半額 保護者負担		第2子 ↓ 全額 保護者負担							第1子	
④第1子・第2子が小学生以上、第3子が満3歳未満の場合	第3子 ↓ 全額 保護者負担									第2子	第1子

※現在、本県では、満3歳未満で第3子以降の保育料を無償化する事業を実施している。

※同時入所要件が撤廃されれば、兄弟姉妹の年齢に関わらず、第2子の保護者負担は半額となり、第3子以降は無償化される。

3 朝のこどもの居場所づくり（朝の小1の壁の解消）



要望先：こども家庭庁
県担当課：こども支援課

◆提案・要望

こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、市町村が小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を設置する場合の整備費及び運営費に対し、放課後児童健全育成事業の補助制度を踏まえ、事業が継続的に実施できるよう財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県が、令和6年9月～10月にかけて実施した、県内の小1・小4の全ての保護者を対象としたアンケート（回答者：約28,000人）によると、「朝の小1の壁」のために転職や退職、勤務時間等の調整など、仕事や働き方を変更した保護者が約2割で、その半数はこどもが小学校に入学する前に変更をしている。
- ・ 就労先において子育てしやすい職場環境を整えることが重要な課題である一方、勤務形態（シフト制など）や職位職責などにより、職場環境を整えるだけでは「朝の小1の壁」に対応できない場合がある。
- ・ 実際に、朝、保護者がこどもよりも先に家を出る家庭が約5%で、こどもの登校時間まで保護者が家にいない事例が少なからず生じている。
- ・ このような点を踏まえ、本県では、令和7年度から「朝のこどもの居場所づくり」のモデル事業を実施する市町村に対して、県単独事業で補助を実施し、モデル事業の効果検証、課題整理等を行っている。
- ・ 朝、保護者がこどもよりも先に家を出なければならない家庭のこどもにとって、「朝のこどもの居場所」の存在が、安心・安全に過ごせる環境の確保やこどもの健全な育成に資すると考える。
- ・ また、保護者にとって、こどもの小学校入学後も働き続けやすい環境が整えられることにより、保護者自身のキャリアはもとより、昨今の人材不足についても解消の一助になるものとする。
- ・ なお、令和6年9月にこども家庭庁が「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」を実施した。当該調査の中で、朝の居場所づくりの保護者ニーズの調査も行い、「学校がある日の朝の自宅以外の居場所」の利用希望は約3割と、一定数のニーズがある。
- ・ これらの点は、本県のみならず、全国的な課題であり、今後県内全域で本格的に事業を実施していくに当たり、国として財政措置を行うべきであるとする。

4 放課後児童健全育成事業の充実



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、放課後児童クラブの従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。特に物価高騰分についても、補助基準額に確実に反映する若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講じること。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村＝1／3：1／3：1／3から、国：県：市町村＝2／3：1／6：1／6へ変更すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、令和7年5月時点で2,166か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和7年5月の待機児童数1,681人は全国2位の水準である。クラブ数（支援の単位の数）は令和5年2,015か所、令和6年2,112か所、令和7年2,166か所と増加しているものの、待機児童は解消しておらず、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ また、国基準では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね40人以下とされているが、本県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- ・ 本県では、平成30年9月に厚生労働省及び文部科学省が連名で策定した「新・放課後子ども総合プラン」や、令和7年12月にこども家庭庁及び文部科学省が連名で策定した「放課後児童対策パッケージ2026」に基づき、学校施設を積極的に活用したクラブ整備を進めている。
クラブの新設整備に当たっては、平成28年度から国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減されているが、余裕教室など既存施設を活用したクラブの改修整備については、嵩上げされていない（国・県・市町村＝1／3ずつ）。
- ・ 国庫補助事業として、放課後児童支援員等処遇改善等事業、キャリアアップ処遇改善事業、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）などが創設されているが、適正規模の支援単位に移行するためには、新たな施設整備と放課後児童支援員等の確保が必要であり、より一層、整備費補助及び処遇改善事業等の拡充が必要である。
- ・ 本県では、県単独事業として運営費や整備費の上乗せを行っているが、待機児童の解消及び適正規模での実施のために、国における補助の拡充が不可欠である。
- ・ なお、令和5年度に最終年度を迎えた「新・放課後子ども総合プラン」について、こども家庭庁及び文部科学省連名で、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」、令和6年12月に「放課後児童対策パッケージ2025」、令和7年12月に「放課後児童対策パッケージ2026」が発出され、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策が示されたため、引き続き新設整備の国庫負担割合の嵩上げ措置の動向等を注視する必要がある。
- ・ 放課後児童クラブの新設整備（ハード整備）については、令和7年度補正予算においても、待

機児童対策であるなどの要件を満たす場合に適用される、国庫負担割合（2／3→5／6）の嵩上げ措置が継続された。

◆参考

○本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度5月1日現在*）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用児童数（人）	72,447	75,511	79,017	82,787	85,684
待機児童数（人）	1,230	1,554	1,881	2,132	1,681

5 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置【一部新規】



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 生徒指導課

◆提案・要望

- (1) 小・中学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、配置日数や勤務時間を増やすことができるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 高等学校・特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、全校配置ができるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を進めること。
- (4) 「校内教育支援センター支援員の配置事業」について、「新規設置のみを対象」とする補助対象の条件及び「補助期間を3年まで」とする補助年限を撤廃するとともに、市区町村単独でも当該国庫補助事業を活用できる制度設計にすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じる者の確保が求められている。
- ・ 本県の公立小・中・高・特別支援学校における令和6年度のいじめの認知件数は37,823件(36,031件)、不登校児童生徒については、小学校6,342人(5,958人)、中学校10,696人(10,833人)、高等学校3,289人(3,302人)で増加傾向にある(カッコ内は令和5年度の数)。
- ・ こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、学級担任を中心に管理職や養護教諭、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの職員が連携し、組織として適切な支援を実施する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門的な知識を有する職員は、児童生徒の抱える悩みや課題が複雑化する中、適切な支援を実施する上で重要な役割を果たしている。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難であるとともに、国の補助率が3分の1に留まるため、都道府県の負担が大きくなっている。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に配置する者に対する補助事業や地方交付税が十分に措置されていないため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。
- ・ 現在、国において、スクールカウンセラーなどの常勤化に向けた検討が行われているが、地方自治体にとって有効に活用されるものとなるよう、更に検討を進めてもらう必要がある。
- ・ なお、常勤職員としての配置を行う際には、国が、いわゆる標準法において教職員定数として算定するべきである。

- ・ また、令和7年度から国では「校内教育支援センター支援員の配置事業」を開始したが、補助対象となるのは、令和7年度以降、新規で校内教育支援センターを設置する学校であり、令和6年度以前に校内教育支援センターを設置した学校の支援員は対象外となっている。加えて、支援員の配置から3年までとする補助年限が設けられている。
- ・ さらに、都道府県が補助対象経費の一部を負担する制度設計となっていることから、県において当該事業の予算措置が講じられない場合、市町村は国庫補助事業を活用した事業実施が困難となっている。

6 GIGAスクール構想等の推進



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、ICT教育推進課、教育局財務課

◆提案・要望

- (1) GIGAスクール構想により整備された学習者用端末について、義務教育段階の端末の更新等の経費に対して実態に即した財政措置を講じるとともに、高等学校についても小・中学校等と同様の財政措置を講じること。併せて、クラウドサービス利用料等を含めた端末活用経費についても広く支援すること。
- (2) 児童生徒が学校外で学習者用端末を活用する際の通信費について、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 学校のネットワーク環境の整備・維持・更新に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- (4) ICT支援員をはじめとする学校現場を支援する体制の整備について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）及び生成AIパイロット校事業について、令和9年度以降についても継続的に十分な財政措置を講じること。
- (6) 私立学校における教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICT活用授業のノウハウの習得や外部人材による技術的支援等に係る経費に対する財政的支援を拡充すること。
- (7) 私立学校の端末の購入・更新に対する支援やネットワーク環境の向上等ICT環境の整備についても、補助率の嵩上げや補助上限の拡大等を通じた安定的な財政措置を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ GIGAスクール構想により整備された児童生徒の1人1台端末については、文部科学省は、義務教育段階における更新等の経費に対して国庫補助及び交付税措置を講じている。しかし、昨今の急激な端末価格の高騰や為替変動を踏まえると、現在の補助基準では対応しきれない事態が懸念される。一方、高等学校段階における更新等については、経費の3分の1相当のみを交付税措置の対象としている。GIGAスクール構想は国が全国的に推進している施策であり、高等学校段階においても更新等に要する経費の全額を支援すべきであると考えます。
- ・ また、国庫補助の対象である義務教育段階の端末更新等に要する経費には、端末と一体的に買い切りで整備する付属品やソフトウェア等が含まれている。しかし、近年の端末価格の上昇や、ソフトウェアや各種機能がサブスクリプション（定額課金）型へ移行していることから、買い切りを前提とした現行の支援の枠組みでは、必要な経費を十分に賄えない場合が生じている。
- ・ 端末の利活用がクラウドサービスの活用を前提として定着している現状を踏まえ、ソフトウェア、クラウドサービス利用料等を含めた端末、運用上不可欠な付属品の更新・活用に係る経費について、義務教育段階及び高等学校段階の双方において、実態に即した十分な財政措置が必要で

ある。

- ・ 放課後や校外学習での活用等を見据えた学校外の学びの通信環境は、今後、デジタル教科書の導入や自宅でのオンライン学習など学校外での学習者用端末の更なる活用が見込まれることから、その通信費について恒久的で十分な財政措置が必要である。
- ・ 学校のネットワーク環境の整備等については、速度改善のための初期費用及び幼稚園・義務教育諸学校・特別支援学校における工事費用に対する国庫補助のほか、「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」を踏まえた交付税措置がなされているが、機器の耐用年数、通信量の増加、情報セキュリティ対策を踏まえ、整備・維持・更新にかかる継続的かつ十分な財政措置が必要である。
さらに、生成AIパイロット校事業について、令和7年度補正予算により財政措置がなされたが、生成AI自体が日々進化し続けている現状を踏まえるならば、その活用事例の創出・普及も継続して行う必要があり、令和9年度以降についても継続的に十分な財政措置が必要である。
- ・ 端末の安定的な運用を支援するヘルプデスク業務やネットワークトラブル対応等は、端末利用が定着して以降も必ず発生する基盤的業務である。また、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」において、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理は「教師以外が積極的に参画すべき業務」に位置づけられており、ICT支援員をはじめとする学校現場を支援する体制の整備について、十分な財政措置が必要である。
- ・ 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）については、令和7年度補正予算において採択校の拡大が図られているが、その一方で、新規採択校に対する重点類型加算や域内横断的取組に対する支援が廃止された。デジタル等成長分野の人材育成は一朝一夕にできるものではなく、また、国が政策的に重視する分野の先導的な取組に資源を集中し、その成果を横展開することは施策の効果を高めるものであると考えられることから、重点類型加算や域内横断的取組に対する支援も含めて、令和9年度以降についても継続的に十分な財政措置が必要である。
- ・ 私立学校におけるICT環境は学校ごとに異なり、ハードやソフトの仕様も様々であるため、それぞれの私立学校の実情に応じたオーダーメイドでのサポートを受けられるようにすることが効果的である。既存の経常費補助における教育改革推進特別経費の加算を含め、外部人材による技術的支援やICTを活用した授業に関するノウハウの習得など教員のICTを活用した指導力の向上を図ることができるよう、引き続き国による財政的支援の拡充が必要である。
- ・ また、端末の購入・更新に対する支援やネットワーク環境の向上等ICT環境の整備についても、各学校の負担が大きいため、財政的支援の拡充が必要である。

7 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費等の実態を踏まえた改善及び見直し



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

<児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の実態を踏まえた改善及び見直し>

- (1) 児童養護施設の直接処遇職員(児童指導員・保育士)配置基準を就学児以上では3:1とすること。
- (2) 児童養護施設の個別対応職員及び自立支援担当職員は、施設規模等に応じた複数配置とすること。
- (3) 児童養護施設の心理療法担当職員は、加配の要件に該当しない場合も、施設規模に応じた複数配置とすること。
- (4) 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。
- (5) 要保護児童の一時保護先の確保手段として、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進及び入所児童の生活・学習環境の改善が図れるように、一時保護実施特別加算費の増額を行うこと。
- (6) 児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を5:1とすること。
- (7) 児童自立支援施設及び母子生活支援施設において看護師の配置を設定すること。
- (8) 母子生活支援施設の母子支援員及び少年指導員の職員配置基準を5:1とすること。
- (9) 母子生活支援施設の心理療法担当職員及び個別対応職員を常勤とし、職員配置基準を10:1とすること。
- (10) 自立援助ホームにおいて、心理的なサポートを行うため、心理療法担当職員の配置基準を設定すること。
- (11) 児童養護施設の本園の小規模グループケアについては、分園と同様に最大3名の職員加配を認めること。
- (12) 児童養護施設等に付属する一時保護所の専任職員(児童指導員又は保育士)の配置を3名とすること。
- (13) 母子生活支援施設において、事務職員を専任で配置すること。
- (14) 母子生活支援施設においても家庭支援専門相談員の加算配置を対象とすること。
- (15) 自立援助ホームに事務員(非常勤)を配置すること。

<措置費の見直し>

- (1) 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。

- (2) 児童養護施設等の安定的運営を図るため、物価高騰分を措置費に確実に反映するなど、十分な対策を講じること。
- (3) 児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」や「特別支援学校・学級児加算」を創設すること。
- (4) 児童養護施設等における被虐待児受入加算費の適用期間は措置期間と同じとすること。
- (5) 乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。
- (6) 母子生活支援施設においては、第1子妊娠中についても入所の対象とすること。
- (7) インフルエンザ等の感染症に対する予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。
- (8) 高校生の部活動、学習塾等に要する費用の実費を支援すること。
- (9) 大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。
- (10) 特別支援学校高等部及び母子生活支援施設に入所する高校生について、特別育成費の全ての項目について支弁すること。
- (11) 資格取得費については全児童を対象とし、複数回の支弁を可能とすること。
- (12) 自立援助ホームにおいても受診券の発行の対象とすること。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- (1) 医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するため、乳児院において複数の看護師を配置できるよう補助を拡充すること。

<次世代育成支援対策施設整備交付金の見直し>

- (1) 児童福祉施設等の施設整備を推進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金は、建設資材等高騰分及び人件費高騰分を適切に反映するなど実態に即したものとすること。

<児童虐待防止対策等総合支援事業（一時保護機能強化事業）の見直し>

- (1) 一時保護施設入所児童等の原籍校への通学支援を推進するため、タクシー等多様な送迎手段の利用ができるよう補助基準額を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

- ・ 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアが求められている。
- ・ 職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

<措置費の見直し>

- ・ 児童養護施設や乳児院は被虐待や知的障害などの問題を抱えるこどもが増えており、職員の負担が増加している。そのため、職員の更なる処遇改善が必要である。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- ・ 乳児院において重度の心身障害がある医療的ケアが必要な乳児が措置された場合、24時間体制で医療を提供する必要があるが、現在の措置費の人員配置では対応できないため、医療機関等連携強化事業において看護師1名分の人件費を補助（国2分の1）している。
- ・ 本県では同一法人内に医療機関を運営している乳児院が常に4人程度受け入れており、引き続き円滑な受入を促進するためには、複数の看護師を配置する必要がある。

<次世代育成支援対策施設整備交付金の見直し>

- ・ 児童養護施設等の整備については、物価高騰による建設資材高騰及び人件費高騰により、工事契約における入札不調が増加している。設置主体者の負担が大幅に増加しているため、交付基礎点数の見直しを行う必要がある。

<児童虐待防止対策等総合支援事業（一時保護機能強化事業）の見直し>

- ・ 一時保護施設入所児童等の通学支援については、一時保護機能強化事業（一時保護委託付添協力員）により会計年度任用職員を配置し、公用車を利用した送迎を実施しているが、1度に送迎できる児童数は2名程度が限界である。一時保護施設等職員が不足する中、より多くの児童が通学できるよう、タクシー等多様な送迎手段の活用が必要である。

◆参考

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	予算上の職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.3 : 1	—
		2歳～3歳未満児	2 : 1	—
		年少児	3 : 1	—
		就学児以上	4 : 1	3 : 1
		一時保護所	3 : 1	2 : 1
	個別対応職員	各施設1人		複数配置
	事務職員	各施設1人		複数配置
	自立支援担当職員	各施設1人		複数配置
児童心理治療施設	心理療法担当職員	10 : 1		→ 5 : 1
児童自立支援施設	看護師	—		1人
母子生活支援施設	母子支援員	20世帯以上30世帯未満3人		5 : 1
	少年指導員	20世帯以上30世帯未満2人		
	心理療法担当職員	各施設1人		10 : 1
	個別対応職員	各施設1人		
	事務職員	少年指導員と兼任		専任
	看護師	—		1人
	家庭支援専門相談員	—		加算配置

自立援助ホーム	心理療法担当職員	－	1人 1人 (非常勤)
	事務職員	－	

- ・ ケアニーズが高いこどもは地域小規模施設ではなく、本園で生活することが想定される。そのため、本園施設は地域小規模施設と同等以上に手厚い職員体制にしていく必要がある。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（令和2年3月1日現在）

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	63.8%	13.5%	16.4%
乳児院	42.1%	10.9%	1.6%

※ 社会的養護の現況調査に基づく。さいたま市を含む。令和2年度の調査から項目削除。

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
療育手帳所持者	125名 (9.89%)	139名 (10.95%)	120名 (9.80%)
特別支援学級児（小学生）	79名 (6.25%)	103名 (8.12%)	85名 (6.94%)
特別支援学級児（中学生）	68名 (5.38%)	57名 (4.49%)	58名 (4.73%)
特別支援学校通学児（中・高）	85名 (6.72%)	87名 (6.86%)	84名 (6.86%)

※（ ）内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【令和元年度現員数1,264名、令和2年度現員数1,269名、令和3年度現員数1,225名】

※ 社会的養護の現況調査に基づく。さいたま市を含む。令和2年度の調査から項目削除。

8 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司等）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、児童相談所や児童福祉施設等で必要な資格を取得する者の増加策を図ること。
- (2) 児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度（就職準備資金貸付や奨学金返済支援など）を創設すること。
- (3) 児童養護施設等の職員が、必要とされる知識の習得や支援スキルの向上の機会を職員の労働環境に依らず十分に得られるよう、現在モデル事業として実施されている児童心理治療施設多機能化事業を検証するなどし、適切な仕組みの構築を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

○必要増員数

年 度	令和8年度	配置基準※	必要増員数
児童福祉司	294 人	365 人	71 人
児童心理司	139 人	181 人	42 人

※児童虐待相談対応件数（令和6年度）から算出

○児童養護施設職員数（児童指導員、保育士等）

令和7年4月1日現在 常勤 887 人（埼玉県児童福祉施設協議会基本調査）

9 市町村の児童虐待対応体制の強化



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 市町村において、急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、要保護児童対策地域協議会に係る専門職の配置基準を定めるとともに、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) こども家庭センターの設置に十分対応できる体制を整備するために必要な財源の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童福祉法第10条第4項では、市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上に努めなければならないとされている。
- ・ 同条第5項では、国は市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないとされているが、具体的な専門職の配置基準や必要な財源措置が明確化されていない。
- ・ 平成28年6月の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会に専門職の配置とその研修が義務付けられた(平成29年4月1日施行)が、専門職の配置については必要な財源の手当てが明確にされていない。
- ・ 令和4年6月の児童福祉法改正により、市町村におけるこども家庭センターの設置が努力義務となり、新たにサポートプランの策定や担い手の確保等地域資源の開拓などの業務が付加された。
- ・ 統括支援員の配置、サポートプランの作成支援員(非常勤)及び地域資源開拓コーディネーター(非常勤)の配置に対する補助金は創設されたが、それに伴う事務量の増加に対応する市町村職員の体制整備に十分な財政措置が行われていない。

◆参考

○児童福祉法

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～四 略

2・3 略

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

○交付税措置

人口10万人当たり

①児童福祉費のうち児童福祉共通費4人(このうち児童相談担当の職員の人数は不明)

②子ども家庭総合支援拠点の職員1名(令和元年度から)

要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者1名(令和元年度から)

10 中核市における児童相談所の設置の促進



要望先 : こども家庭庁
 県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

中核市が児童相談所を設置しやすくなるよう、人材確保・育成支援や施設整備への支援など設置に係る支援その他の必要な措置の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を可能とするため、令和元年6月に改正された児童福祉法（令和2年4月1日施行）の附則において、「政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。」とされた。
- ・ 中核市は自ら児童相談所を設置することで、母子保健や学校現場との緊密な連携等により、児童に対するよりきめ細やかな支援が可能となる。
- ・ 本県には川越市、越谷市、川口市3市の中核市があるが、改正児童福祉法において目途とされた令和6年度末においても、施設運営等の財政負担が大きいこと、人材確保が困難であることなどから、いずれの市も設置の予定はない。

◆参考

○全国の状況

62の中核市のうち

- ・ 設置済 7市（横須賀市、金沢市、明石市、奈良市、豊中市、高崎市、
 尼崎市）
- ・ 設置予定 7市（宇都宮市、船橋市、柏市、枚方市、東大阪市、宮崎市、
 鹿児島市）
- ・ 設置の方向で検討中 3市（豊橋市、姫路市、西宮市）

[R8.4こども家庭庁調査]

○一時保護所の整備費（次世代育成支援施設整備交付金）（負担割合：国1/2・市1/2）
 補助単価540万円/人（令和元年度） → 約1,271万円/人（令和2年度）

○児童相談所・一時保護所の財政措置 整備費の5割（令和元年度）→約7割（令和2年度）

【児童相談所】

令和元年度	施設整備事業（一般財源化分） （充当率 100%、交付税措置率 70%）	一般単独事業 （充当率 75%）	一般財源
令和2年度	施設整備事業（一般財源化分） （充当率 100%、交付税措置率 70%）	一般単独事業 （充当率 90%、交付税措置率 50%）	一般財源

※ 一般財源化前の国庫補助金相当額（事業費の1/2）の30%については、普通交付税（単位費用により措置）

【児童相談所一時保護所】

令和元年度	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	公共事業等【都道府県】 （充当率 90%、交付税措置率 22.2%）	財
		一般補助施設整備等事業 【市・区】（充当率 75%）	一般財源
令和2年度	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	一般補助施設整備等事業 （充当率 90%、交付税措置率 50%）	一般財源

11 家庭養育優先原則の推進



要望先 : 子育て家庭庁
県担当課 : 子育て安全課

◆提案・要望

- (1) 家庭養育優先の理念を実現するため、里親制度が広く国民に浸透するよう普及啓発を強化するとともに、里親支援の充実を図るための財政措置を拡充すること。
- (2) ファミリーホームの整備を促進するため、事務費について児童養護施設等と同様に定員払いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、県では令和7年3月に「埼玉県社会的養育推進計画」(埼玉県子ども・若者計画)を作成した。
- ・ 家庭養育優先の理念の具現化に当たっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
- ・ ビジョンを踏まえた自治体への技術的助言等に当たっては、数値目標や目標年次を優先するのではなく、児童の最善の利益を最優先する必要がある。
- ・ また、具体的な施策(里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化など)の推進に当たっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

○本県の里親等委託率

	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
里親等委託率	24.2%	24.4%	25.9%

○埼玉県社会的養育推進計画(令和7~11年度)に掲げる里親等委託率の目標値

現状値 25.9%(令和6年度) → 目標値 42.0%(令和11年度)

12 こども等に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : こども家庭庁、財務省、厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されているこども及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 18歳未満までのこどもの医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は令和6年4月に廃止されたが、ひとり親家庭等の保護者に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ こども及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や支給内容が異なり、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、こどもを対象とする医療費助成については、令和6年4月に国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が廃止されたが、ひとり親家庭等の保護者を対象とする医療費助成については、減額措置が継続されている。

◆参考

○本県のこども及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	こども医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	通院=小3まで 入院=中3まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	現物給付 (県内医療機関受診分のみ)	償還払い (令和5年1月~こどもの一部について県内医療機関受診分のみ現物給付)
令和8年度予算	4,791,449千円	1,197,177千円
令和7年度実績	受給対象者数 647,557人 支給件数 6,661,759件 市町村支給額 8,615,038千円 事業費県補助 4,224,366千円	受給対象者数 79,406人 支給件数 1,160,541件 市町村支給額 2,686,064千円 事業費県補助 1,166,896千円

13 学校給食費の無償化の対象拡大の検討【一部新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、保健体育課

◆提案・要望

学校給食費における地域間格差をなくすため、抜本的な負担軽減ではなく、公立私立に関わらず、小・中学校の学校給食の無償化について、国の責任で全ての財源を確実に確保し、具体的な施策を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。
- ・ 学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断ができるものとなっている。
- ・ 令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査等を行った上で給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとしている。
- ・ 令和6年6月には、国が学校給食に関する実態調査の結果を公表し、同年12月には「給食無償化」に関する課題の整理を公表した。
- ・ 令和7年2月25日には、自由民主党、公明党、日本維新の会の三党による合意がなされ、いわゆる給食無償化については、まずは小学校を念頭に令和8年度に実現し、中学校への拡大もできる限り速やかに実現することとされた。
- ・ 令和7年12月19日には、国から「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」が発出され、令和8年4月から小学校段階の抜本的な負担軽減を実施するという方針が示された。
- ・ 令和8年4月7日に成立した文部科学省の令和8年度の「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」予算により、子育て支援に取り組む自治体を支援するため、小学校段階（公立）の児童の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されている。
- ・ しかし、「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」による支援では、実際の給食費には足りない場合があり、その不足額については各自治体による負担、保護者による負担など自治体により対応が異なることから、地域間での格差が生じるおそれがある。

更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上

1 自治体DXの推進



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省

県担当課 : 行政・デジタル改革課、情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 基幹業務システムの標準化については、令和6年度に情報システム標準化基本方針を改定し、移行期限を原則令和7年度末までとしつつ、特定移行支援システムについては最長で令和12年度末までとすることとされたが、引き続き県および市町村の現状を把握し円滑な移行に向けた支援を行うこと。また、移行が令和8年度以降になった自治体についても、移行経費に対する財政支援を確実に措置するとともに、移行時期が遅れたことに伴い住民サービスの低下などの不利益が生じないように配慮すること。
- (2) 基幹業務システムの標準化移行後の運用経費の増額分は、令和7年度より普通交付税で措置されることとなった。加えて、令和7年度補正予算において、国庫補助事業が創設されたが、その詳細については明らかになっていない。自治体の運用経費の負担を軽減するため、各自治体の状況に応じた確実な財政支援措置を講ずること。さらに、ガバメントクラウドのサービス事業者(CSP)の責めにより損害が発生した場合でも、各自治体が安心して利活用できる環境を引き続き検討し整備すること。
- (3) 新たなデジタル基盤などを構築、維持、拡大するに当たり、膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となるため、DXの財源とすることが可能な財政的支援を継続的に行うとともに、更新期における財政措置も考慮すること。
また、DX推進に係る自治体の取組を支える仕組みとして、地域未来交付金が用意されているが、当該交付金のうち、既存の優良モデル等の横展開を図る地域住民等利用推進型(TYPE A)においては地域住民等への直接的な裨益があることが前提となっている。補助要件を緩和し、行政事務の効率化等でも活用できるようにすること。
- (4) 生成AIやメタバース等のデジタル技術を活用した自治体事務の高度化・効率化及び地域課題を解決する取組について、先駆的に実施する自治体に負担が集中せず、かつ各自治体への横展開を促進する技術的・財政的な支援を継続的に実施すること。また、多くの自治体で取組が進むよう、支援対象となる要件の緩和や自治体負担の軽減など弾力的な運用を図ること。
- (5) 行政手続のオンライン化を促進するため、地方からの要望・意見を十分に取り入れ、オンライン化の阻害要因となっている法令等の見直しを行うこと。
- (6) 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進について、人件費等が自治体の負担とならないよう、民間人材の給与水準等を参考に適切な財政措置を講ずること。また、必要となるスキル基準等を定め、J-LISや自治大学校でデジタル人材育成向けのラーニングパス等を設計するとともに、体系的に学修で

きる履修コースをさらに拡充すること。

(7) 公金収納のキャッシュレス化を進めるため、e L T A Xの活用推進に必要な財政措置などの支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとしている。
- ・ 令和6年12月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を改正したが、令和8年度以降に移行するシステムの取扱いや財政措置等についてさらなる改善が必要である。また、移行経費の補助上限についても見直しが図られているが、依然として移行経費に係る財源の不足が懸念されることから、更なる財政支援措置が必要である。
- ・ ガバメントクラウド移行に伴う運用経費の増額分は普通交付税で措置されることとなり、令和7年度補正予算においては、運用経費の増加に対する補助制度も創設されたが、依然として運用経費の増加に対する財政措置が十分でない懸念がある。
- ・ デジタル手続法でデジタル化の基本原則としている「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を実現するためには、県民や県内事業者向けの新たな基盤の構築が必要となる。特に、更なる行政サービスの向上に向けては、デジタル社会の基盤となる官民データの連携が重要であり、現在国が整備を進めているベース・レジストリとの連携基盤の構築が急務であると考えられる。
- ・ 自治体のDXに関わる投資を早期にかつ強力で推進することが重要だが、自治体にとって膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となる。
- ・ 多様な県民ニーズに対応すべく、自治体事務の高度化・効率化及び地域課題を解決する取組を進めるためには、生成AIやメタバースなどの先進的なデジタル技術の活用が必要となる。
- ・ 自治体においては、新たなデジタル技術の導入意向はあるものの、経費負担が足かせとなり、本格導入する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
- ・ 地域未来交付金においても、自治体で既に導入されている優良事例の横展開に対応しているものの、地域でのコンソーシアムの形成、産官学金労言等の意見を踏まえた効果検証といった要件や煩雑な実施計画書の提出など、申請に向けては一定のハードルが引き続き存在するため、条件の緩和が求められる。また、当該交付金のうち、既存の優良モデル等の横展開を図る地域住民等利用推進型（TYPE A）においては住民への直接的な裨益が前提となっており、行政事務の効率化等に係るシステム導入は対象となっていない。
- ・ 令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」では、住民サービスの提供に必要なシステム導入のイニシャルコストに幅広く活用が可能となるなど、一定の措置がなされたものの、ランニングコストやシステム更新時の費用が対象になっていない。
- ・ 国の法令等で書面による申請書類の提出や許可証等の交付を義務付けている手続が残っていることから、こうした法令等の見直しを早急に進める必要がある。
- ・ 市町村支援デジタル人材確保に係る普通交付税措置の単価は、民間のデジタル人材の給与水準と比べ著しく低く、実際に支払う給与との差額を一般財源から充当せざるを得ない。
- ・ 令和6年度からJ-LISにおいて教育研修受講モデルが示されたが、簡易的な内容であることから、自治体に対して、デジタル人材の育成・確保の推進を求めるのであれば、より充実した内容の研修体系の明示や整備が不可欠である。
- ・ 地方自治体が収入する公金については、令和8年9月までにe L T A Xを活用する方法で収納する方針が国から示されたが、e L T A Xを始めとする公金収納のキャッシュレス化等、行政D

Xの推進においては、国からの財政支援がないと市町村では対応が困難な状況である。そのため、行政DXの推進に当たっては、市町村への財政支援等が必要である。

2 自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省
県担当課 : 情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 激化するサイバー攻撃に対応するため、端末におけるセキュリティ対策の負担が増えることから、対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 自治体職員のリテラシー向上、専門的知識を有する人材の確保・育成などの施策の強化及び財政措置を講じること。
- (3) エンドポイント・セキュリティを含むゼロトラストアーキテクチャーについては、その基準や規格について国が一定の見解を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ DXの進展に伴い、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、クラウドサービスの活用やテレワークの推進が求められている。政府がクラウドバイデフォルトの原則に基づき、システムの標準化や共通のクラウド基盤を整備することが前提ではあるが、それと同時に、地方自治法で求められるサイバー攻撃等に対する必要な措置を講じなければならない。
- ・ さらに、テレワークの推進により、時間や場所にとらわれない働きが進むとエンドポイントのセキュリティ対策が重要となる。このため、サーバー及び端末のセキュリティ対策、職員のリテラシー向上、専門人材の確保等に要する経費の増大が見込まれる。
- ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画では、現行のいわゆる「三層の対策」について、将来的には、政府情報システムと歩調を合わせつつ、ゼロトラストアーキテクチャーの考えに基づくネットワーク構成に対応するよう検討を行うこととされており、本県においても今後検討が必要となる。
- ・ 令和8年度のデジタル債において、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備について対象となる方針が示されたが、その要件等については不明瞭な点もあり、十分な支援となるか懸念がある。

3 インフラ建設DXの推進に関する支援



要望先 : デジタル庁、経済産業省、国土交通省
県担当課 : 県土整備政策課、道路環境課、河川環境課

◆提案・要望

- (1) 3Dデータの継続的な取得及びインフラデータの効率的な利活用のために必要な財源確保とインフラメンテナンスの高度化に向けた取組を推進すること。
- (2) ICT活用工事を通じて、中小企業へデジタル技術を普及促進するため、財政支援や知識習得に関する技術支援を継続・拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、令和6年4月より「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」が第2期へ移行し、更なるDXの推進に取り組んでいる。インフラ建設分野においても、ICT活用工事等の推進に加え、インフラデータの利活用を目的として、GIS基盤へのインフラデータの搭載に取り組んでいる。今後、ICT活用工事の普及拡大やGIS基盤の安定的運用と搭載データの更新を実現して行く上で、以下の課題があることから、上記事項について要望する。

<3Dデータの取得及びインフラデータの利活用>

- ・ 本県では、県が管理する道路や河川の3D点群データを始めとするインフラデータの利活用を目的とした環境整備を進めてきた。
- ・ しかしながら、継続的なデータの更新や安定的なGIS基盤の運用に必要な財源の確保が課題となっている。

<インフラメンテナンスの高度化>

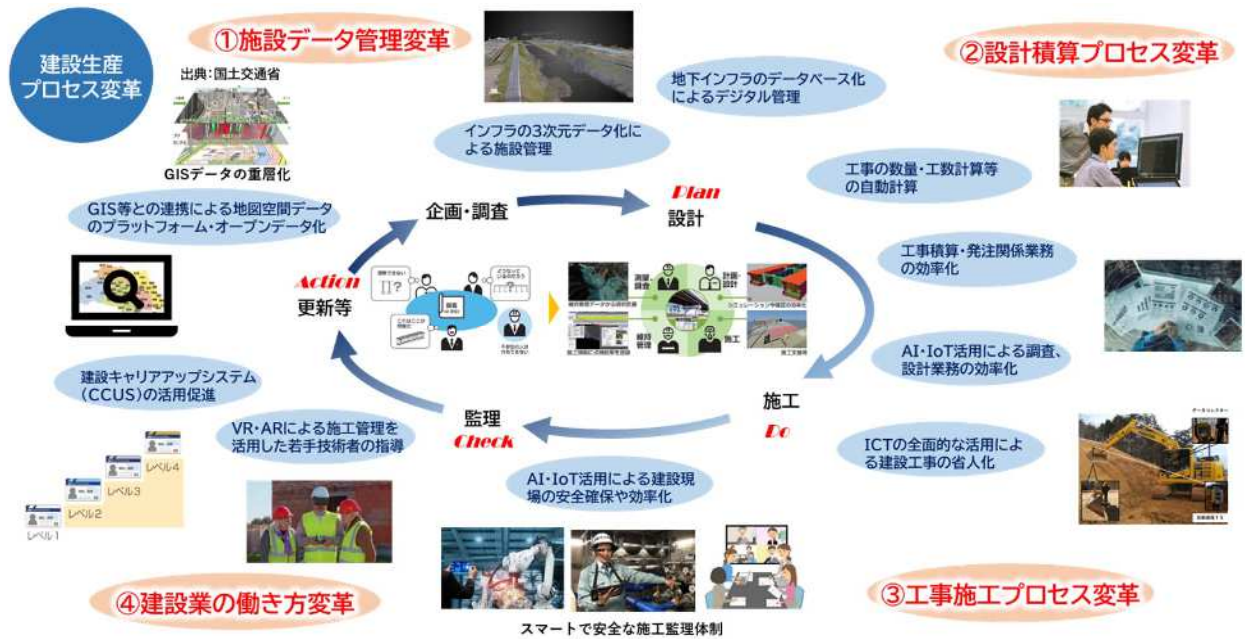
- ・ 八潮道路陥没事故の事案を踏まえて、道路管理者や占有者が管理する地下インフラデータの収集、電子化が促進されるよう新たな道路占有関連システムの普及を推進することが必要である。

<ICT活用工事の普及促進>

- ・ 本県では、平成28年度からICT活用工事を開始し、実施件数は年々増えてきているところであるが、受注者希望型発注の実施率は、ICT土工でも約6割にとどまっており、更なる普及促進が課題となっている。
- ・ 受注者がICT活用工事を実施しない理由として、ICT建機や測量機器、3Dデータを扱うための高性能PCやソフト等の導入費用が高額であることが依然として多く、普及が進むまでの当面の間、ICT建機や測量機器等の調達に当たっての助成制度の継続が必要である。
- ・ さらに、本県の建設工事を担う中小企業では、建設労働者の高齢化も進む中、ICT活用工事の実施に必要な知識の習得が依然として課題となっており、支援の継続が必要である。

◆参考

○本県における建設生産プロセスの変革イメージ



4 社会保障・税番号制度への確実な対応



要望先：内閣官房、デジタル庁、総務省
県担当課：情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 社会保障・税番号制度は国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化対策や今後の制度改正に伴うシステム改修の費用はもとより、マイナポータルへの連携や中間サーバーの維持管理、さらにはマイナンバーカードの普及に不可欠な交付事務費等、マイナンバー制度の運用に伴い不可避免的に生じる経費について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯構成員を網羅的に把握できるようにするなど情報連携の対象を拡大し、添付書類をできる限り省略できるよう、必要な法令改正、省庁間の調整も含めて国が責任をもって対応すること。
- (3) マイナンバーカードについて、セキュリティや個人情報保護に対する国民の不安を払拭するとともに、カードの具体的なメリットをわかりやすく実感できるようにするため、広報等の取組をさらに強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方自治体で必要となる番号制度に係る情報システムの整備経費については、概ね国庫補助金が手当てされているが、情報システムの運用、マイナポータルへの連携、中間サーバーの維持管理等に要する経費や、マイナンバーカードの普及に不可欠な交付事務費等については、一部普通地方交付税措置がなされるものの地方自治体の負担は大きい。また、今後の制度改正や対象事務の増加による自治体の負担の増加も懸念される。
- ・ マイナンバーによる情報連携では「住民票関係情報」から世帯構成員を網羅的に把握できないなど、業務の効率化や添付書類の削減につながらない業務がある。
- ・ マイナンバーカードを一層普及させるには、国民の一部に根強く残っているセキュリティや個人情報保護に関する不安・不信感を払拭するとともに、マイナンバーカードの具体的なメリットを実感できるようにすることが重要であるため、国民に向けた広報等の取組を更に強化していく必要がある。

5 国家資格の登録手続オンライン化に伴う資格情報提示のデジタル化



要望先 : デジタル庁、厚生労働省
県担当課 : 保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 国家資格証の登録手続のオンライン化においては、原則として、電子証明書を免許原本とすること。
当面、紙による交付方法を継続する場合は、申請者が電子証明書を印刷する方法又は国が申請者に免許を直送する方法とすること。
- (2) 電子証明書による資格提示が進むよう、提示を求める側である行政や民間の機関等にオンラインでの資格確認ができる仕組みの普及を図ること。
- (3) オンライン化後の審査事務は、都道府県を経由せず国において実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、医師免許等厚生労働大臣所管の国家資格等の申請手続は、保健所が紙申請書を受け付け、審査をした上で県から国に提出している。申請手続について都道府県を経由して行うことは医師法施行令第3条ほか各資格を規定する法令で定められており、この申請に基づき、国では審査・登録・資格証発行を行う。一方、資格証の交付については、医師法第6条第2項ほか各資格を規定する法令で国が行うことと定められているものの、実質的には申請者の窓口となっている都道府県を経由して行っている。このため、県では国から資格証が届くと、申請者から預かった切手を使い資格証を送付、あるいは受取通知を送付し保健所窓口に来庁させている。保健所で取り扱う国家資格は13種類で令和6年度の申請実績は10,704件となっている。
- ・ 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、32の国家資格等について、現状、主に書面で行われている手続を、令和6年度以降、可能なものから順次オンライン化を開始するとしている。また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、マイナンバー等の情報連携による申請添付書類の省略、マイナンバーカードの電子証明書等を活用した資格証明・提示を可能とするとしている。それにより国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格確認が可能になると明記している。
- ・ しかしながら、このたび厚生労働省医政局医事課から、医師免許等の手続について、国家資格等情報連携・活用システムを使用するものの、紙の資格証を都道府県経由で交付する想定であること、及び審査事務も紙の場合と同様に都道府県において行う想定であること、について見解が示された（医事課所管資格は11種類、令和6年度の申請実績は8,949件）。

【課題①】

医師免許等の資格証を依然として紙で交付する場合、システム構築のメリットが十分に生かされず、申請者の利便性の向上が不十分となる。マイナンバーカード等の機能を活用し、電子証明書を免許原本とすることを原則とすべきである。

オンラインでの資格提示や資格確認が普及するまでの間、紙による資格証の交付を行う場合は、申請者自らが資格情報を印刷する方法を用意する必要がある。

また、紙の資格証を国が発行する場合、これまでどおり県を経由して交付することは、交付ま

での期間短縮や県の事務作業の負担軽減にはつながらないことから、都道府県を経由することとしている規定を見直し、国が直接交付すべきである。

【課題②】

資格取得者がマイナンバーカード等の電子証明書を円滑に提示できるようにするため、資格証の提示等を求める行政や民間の機関等に、オンラインでの資格の確認ができる仕組みを普及させる必要がある。

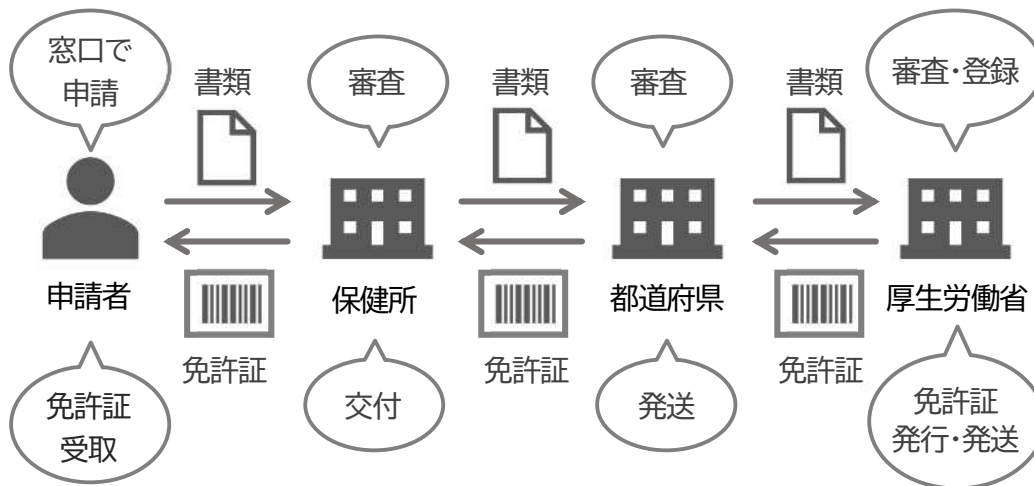
【課題③】

オンライン申請後も県で引き続き審査を行う取扱は、事務負担の軽減が図られないばかりか、新たにL GWAN接続のPC確保のための費用負担も発生する。

システム構築のメリットとして事務負担の軽減が挙げられるが、オンライン申請により都道府県を経由する必要性がなくなるため、国において一元的・効率的に審査が実施できるものと考え

◆参考

○免許の申請手続における都道府県経由の流れ



※窓口又は郵送
(申請者負担)

6 地方税のDX等、行政改革推進に係る規制緩和、支援充実【一部新規】



要望先：内閣府、デジタル庁、総務省、国土交通省
県担当課：税務課

◆提案・要望

<自動車税>

- (1) 自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）については、特に中古車の移転登録などに係る利用率が低く、窓口における申請件数が減らないことから、窓口業務に係る県の経費を削減できないという課題がある。
このため、OSSシステムの改修等により、ヘルプ機能を充実させるなど操作性を向上させるとともに、中古車の移転登録を始めとするOSSの利用率の向上を図ること。
- (2) 自動車取得時の納税者負担の軽減、税制の簡素化及び課税事務の簡素合理化に資するため、自動車を年度途中で取得した場合の月割り課税及び年度途中で抹消登録した場合の月割り還付を廃止し、軽自動車税と同様の制度に改めること。
- (3) 自動車税の納税義務者に対する課税及び還付手続の効率化・迅速化を図るため、国土交通省から都道府県に提供される自動車登録ファイルにマイナンバーや法人番号を紐付けることにより、自動車税の課税から納税、還付に至るまで一元的に管理できる体制を構築すること。
- (4) 自動車税の障害者減免については、国の情報提供ネットワークシステムだけで減免の可否を判定することができず、障害者手帳の原本を確認する必要があることから、情報提供ネットワークシステムに減免に必要な全ての情報を一元化することによって、申請者に障害者手帳等の持参を求めることなく、各自治体がシステム上で減免の判定ができるようにすること。
- (5) 自動車税を含む地方税4税目について、令和9年4月以降に納税通知書の副本等をeLTAx経由で電子的に送付する仕組みが導入される予定だが、課税事務の一層の効率化を図るため、そもそも納税通知書の正本を電子的に送付することについて、検討を行うこと。
また、導入に当たって必要な経費等について、財政的支援を行うこと。

<納税証明書>

- (6) 納税証明書の交付請求、交付手続の電子化については、全国統一的なオンライン化が実現できるよう、国において早急に具体的な検討を進めること。
また、公的機関への納税証明書の提出については、法令により書面等による添付が義務付けられているものがあることから、県の内部のバックオフィス連携により納税証明書の添付を省略できるよう、下記の法令等の規制緩和を行うこと。
 - ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項（公益法人の認定の手続）

◆本県の現状・課題等

<自動車税>

(1) OSS

- ・ OSSは国により平成17年12月に運用が開始され、本県では平成18年4月から導入をしている。新車新規登録や車検時の継続検査での利用率はそれぞれ約80%、約70%であり、一定の利用が進んでいるが、中古車の移転登録での利用率は約5%程度にとどまるなど、それ以外の手続における利用が進んでいない。
- ・ 現行のOSSは、中古車の移転登録手続がOSS上で完結せず譲渡証明書を運輸支局へ直接持参する必要があることや、入力画面に十分なヘルプ機能等がないため、一定の専門知識がないと入力に多くの時間を要するなど、利用者にとって使いにくいシステムとなっており利用率低迷の大きな要因となっている。
- ・ OSSの利用率が低く、窓口での申請数の減少が進まないため、システム導入の効果として期待される窓口業務等に係る県の経費削減効果が十分に発現できていない。

(2) 月割り課税・月割り還付の廃止

- ・ 現在、自動車税については、年度途中で自動車を取得した場合の月割りによる課税及び年度途中で抹消登録した場合の月割り計算による還付を行っているが、自動車関係団体から納税者負担の軽減や制度の簡素化に資する観点から月割り課税を廃止し、軽自動車税と同様の制度に改めるべきとの要望がある。
- ・ 令和8年3月末で自動車税環境性能割が廃止されたが、一方、年度途中で自動車を取得した場合の月割りの課税は存続しており、納税者にとって複雑で分かりにくい制度となっている。
- ・ 年度途中で抹消登録した場合の月割り還付は、還付すべき税額の計算、送金通知書の作成や発送事務等に係る行政コストが多く発生している。
- ・ 軽自動車税は、昭和56年度の税制改正で課税事務の簡素合理化を図る観点から、月割り課税及び月割り還付が廃止された。
- ・ 自動車税は、平成18年度から県内の移転だけではなく県外の転出入で移転登録した自動車についての月割り課税が廃止された。

(3) 自動車登録手続

- ・ 国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーや法人番号が紐付いていないことなどにより、例えば自動車の抹消登録手続等により自動車税に還付が生じた場合、都道府県では納税義務者の口座情報が把握できないため、納税義務者は都道府県から送付された送金通知書を金融機関の窓口で持参して受け取っている現状がある。
- ・ 自動車税の課税から納税、還付に至るまで一元的に管理できる体制を構築することで、行政コストを抑え、事務の効率化・迅速化を図るため、国土交通省から都道府県に提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーや法人番号を紐付けるべきである。

(4) 障害者減免

- ・ デジタル庁が管理する情報提供ネットワークシステムでは、障害者の障害等級や世帯構成などの情報は管理されているが、自動車税・軽自動車税の減免に必要な情報（当該障害者が自動車税・軽自動車税の減免を受けているか）は管理されていない。
- ・ これはマイナンバーを扱っている当該情報提供ネットワークシステムが管理できる情報が、マイナンバー法で限定されているためである。
- ・ その結果、現状ではこれらの情報を確認するため、障害者手帳の原本等を確認する必要があり、原則として、申請者は都道府県・市区町村窓口に出向かなければならない。

(5) 納税通知書等の正本の電子的送付

- ・ 令和7年度税制改正大綱では、自動車税を含む地方税4税目の納税通知書の副本等について、

e L T A X経由での電子的送付を、法人宛の通知は令和9年4月から、個人宛の通知は令和10年4月から導入する方針が示されたが、導入後も、地方自治体は正本としての紙の納税通知書の送付を引き続き行う必要がある。

- ・ こうした取扱いでは地方自治体にとって電子化の効果が限定的であるため、納税通知書の正本の電子化についても検討し、早期に実現すべきである。

<納税証明書>

(6) 納税証明書の電子化

- ・ 地方税共同機構の「令和7年度地方税における電子化の推進に関する検討会」では、「導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべきである」との方針が示されたが、令和7年度税制改正大綱において、納税通知書等の電子的送付は、法人宛ての通知は令和9年4月、個人宛ての通知は令和10年4月から導入する方針が示されていることから、納税証明書の電子化は令和10年4月以降になる見込みである。
- ・ 本県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、法令により納税証明書の提出を求める手続があり、添付省略の支障となっている。

7 公金収納のキャッシュレス化を円滑に進めるための支援等



要望先：デジタル庁、総務省、経済産業省、国家公安委員会
県担当課：出納総務課

◆提案・要望

- (1) 県が推進するキャッシュレス決済に伴うランニングコストについて、早急に財政支援措置を制度化すること。
- (2) 金融機関やカード会社、決済事業者などに対して、キャッシュレス決済手数料の軽減等について、指導、要請等を行うこと。
- (3) 法令等の規制により電子申請が実施できない状況にある手続について、規制の必要性や手法を改めて検証し、できるだけ早期に電子申請が可能となるよう計画的に環境整備を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成30年度に県の直営施設へのキャッシュレス決済導入以降、県証紙廃止に伴う手数料のキャッシュレス化や電子申請・電子収納の推進など、公金収納のキャッシュレス化を推進している。
- ・ 今後、更なるキャッシュレス決済の利用促進、電子申請可能な手続きの拡大を図っていくには次の課題の解消が不可欠である。
 - ① キャッシュレス化に伴う県の財政負担の増高等
キャッシュレス決済の利用拡大に伴い、手数料の負担が増加し、県の財政負担増につながっているが、キャッシュレス決済手数料率は民間事業者主導で決定されているため、県の努力で決済手数料の高止まり解消を図ることは困難である。キャッシュレス化の推進は、国の方針に基づき全国的に進められている重要なDX施策であり、国の責任において県への財政支援制度を早急に創設するなど、その推進を後押ししていく必要がある。
 - ② 本人の来所の義務付け等
キャッシュレス化と電子申請を組み合わせることによって、県の機関等に来所しなくてもオンラインで必要な手続きが可能になり、県民の利便性が向上するが、手続きの中には本人の来所が法令等で義務付けられているため、電子申請化が困難になっているものがある。このため、対面確認の必要性等を精査し、できるだけ早期に電子申請を可能とする必要がある。

8 パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進



要望先 : デジタル庁、外務省
県担当課 : 出納総務課、国際課

◆提案・要望

パスポート（旅券）発給申請手数料について、書面手続の場合も印紙ではなくキャッシュレスで納付できるよう制度設計を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ パスポート（旅券）発給申請手数料の納付は、県手数料と国手数料を同時に納付する必要がある。電子手続で発給申請を行った場合は、県・国の手数料ともキャッシュレス決済による納付が可能となっている。
- ・ 一方、書面手続で発給申請を行った場合、県手数料はキャッシュレス決済による納付が可能であるが、国手数料はいまだに印紙による納付となっている。
- ・ そのため、パスポートの発給を書面で申請する県民にとっては、県手数料がキャッシュレス決済であるにもかかわらず、国の手数料は現金で印紙を購入する必要があり、支払手段が分かりづらく利便性の面でも課題がある。

◆参考

○現状に対する国の動向

昭和26年 旅券法制定（手数料は収入印紙で納入）

平成元年 手数料を国と都道府県に分納する制度を導入（国に納付する手数料は収入印紙で納入）

令和5年3月 外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則により、旅券発給申請を電子手続で行った場合の手数料は、オンライン上でクレジットカード納付することが可能になった。

※書面手続の場合は引き続き収入印紙により納入する必要がある。

■激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え



1 国土強靱化の取組推進に向けた社会資本整備予算の安定的な確保



要望先 : 国土交通省、財務省

県担当課 : 県土整備政策課、道路街路課、道路環境課、
河川砂防課、河川環境課、公園スタジアム課、
市街地整備課、水道企画課、下水道事業課

◆提案・要望

- (1) 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、必要な予算・財源を、通常予算とは別枠で確保し、配分すること。
- (2) 社会資本整備予算について、計画的な事業執行のためにも、特に本県が実施する道路や河川の整備、都市公園の整備、災害に強い市街地の形成、上下水道施設の耐震化・老朽化対策に必要な財源を、当初予算において安定的に確保することも含め、配分すること。
- (3) 令和7年1月に八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえて、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策を着実に推進するために必要な予算を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靱化に向けた取組の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。
- ・ 本県の流域下水道は事業着手から50年以上が経過し、施設の耐震化、老朽化対策は近年の大きな課題であり、特に令和7年1月28日に八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道管渠の老朽化対策は喫緊の課題となっている。老朽化した下水道管のレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進するなど、国土強靱化の実現を図る必要がある。

2 水害・土砂災害防止対策の推進【一部新規】



要望先：国土交通省

県担当課：河川砂防課、河川環境課

◆提案・要望

(1) 自然災害に強い県土の実現に向け、水害や土砂災害から県民の尊い人命を未然に守るとともに、再度災害防止を徹底するため、水害・土砂災害防止対策を強力に進めること。

○流域治水プロジェクトの推進（利根川水系・荒川水系）

○中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトの推進（中川、綾瀬川）

- ・ 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】に位置付けられている中川から江戸川への放水路の整備の早期着手
- ・ 八潮排水機場の増強

○入間川流域における河川の整備

- ・ （仮称）越辺川遊水地、（仮称）都幾川遊水地の整備

○基幹となる河川の整備（利根川・荒川等の直轄治水事業）

- ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）
- ・ 荒川第二・三調節池事業（荒川）
- ・ 高規格堤防整備、さいたま築堤（荒川）
- ・ ダム建設事業（思川開発）

○本県の治水の根幹を成す利根川の上流部における洪水調節機能の更なる強化

○利根川水系河川整備基本方針に位置付けられた首都圏外郭放水路の延伸区間検討

○新河岸川流域の特定都市河川指定の検討

- ・ 国主導のもと、国・都県・市区町が一体となって検討を進めること。
- ・ 荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】に位置付けられている南畑排水機場の早期着手。

(2) 県が進める以下の事業を計画的に実施するためにも必要な財源を当初予算において安定的に確保し、配分すること。

○入間川流域における特定洪水対策等推進事業（飯盛川、葛川、九十九川、新江川）

○中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト（新方川、元荒川、綾瀬川等）

○その他の主要な河川の整備

- ・ 特定洪水対策等推進事業（中川、原市沼川、笹目川）
- ・ 浸水対策重点地域緊急事業（忍川）
- ・ 防災・安全交付金（新河岸川流域、芝川、市野川等）

○土砂災害防止対策

- ・ 砂防事業（飯能市下赤工川等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（長瀬町宿本地区等）など

○流域貯留浸透施設の整備

○排水機場等の河川管理施設の強化（耐震化・耐水化）

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 令和元年東日本台風では、県管理河川において、決壊に至った2箇所を含む57箇所で溢水・越水が発生し、県内各地で7,000件を超える浸水被害が発生した。
- ・ また、令和5年6月の大雨により、中川・綾瀬川流域を中心に4,000件を超える甚大な内水被害が発生した。
- ・ さらに、本県には土砂災害が発生した場合に住民等への危機を生じさせるおそれのある土砂災害警戒区域が5,236区域あり、令和元年東日本台風では、県内各地で土砂災害が発生した。
- ・ このような状況から本県の水害・土砂災害防止対策を強力に進める必要がある。
- ・ 本県では、5つの流域治水協議会に参画しており、気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川のバランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるために、必要な財源を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進する必要がある。
- ・ このうち、中川・綾瀬川流域では、令和5年6月の大雨による甚大な内水被害を受けて国、県及び関係市町が連携して「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」をとりまとめるとともに、令和6年3月に特定都市河川に指定にされたことから、特定都市河川浸水被害対策法の枠組み等を活用した流域対策を進めることで、被害の早期軽減を目指しているところである。
- ・ 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、本県では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」を軸に、河道の拡幅や調節池の整備、砂防施設の整備などのハード整備を実施しているところである。
- ・ 激甚化・頻発化する災害に備えるためには、更なる財政措置が必要不可欠である。

3 河川管理施設の老朽化対策の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 河川環境課

◆提案・要望

河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、排水機場、ダム施設または矢板護岸の計画的な更新や修繕へ必要な財源を確保すること及び排水機場等の設備の補助制度を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高度経済成長期に建設された排水機場、ダム施設や矢板護岸は、その多くが老朽化している。
- ・ 特に、排水機場等の設備は常に運転できる状態を維持する必要があるため、長寿命化計画に基づき計画的な更新や修繕を実施して予防保全に努めなければならない。
- ・ また、更新や修繕に当たっては昨今の防災インフラとしても管理の効率化に資する機能の高度化が求められている。
- ・ 計画的な更新や修繕に向けて必要な財源を安定的に確保していくためには、中長期的な見通しに立った予算額の明示や地方負担に対する財政措置、排水機場等の補助制度の拡充が必要である。

◆参考

○排水機場の状況

- ・ 排水機場は、47機場のうち23機場（全体の約5割）が整備後30年以上を経過している。

排水機場調査結果（令和8年4月現在）



○県管理ダムの状況

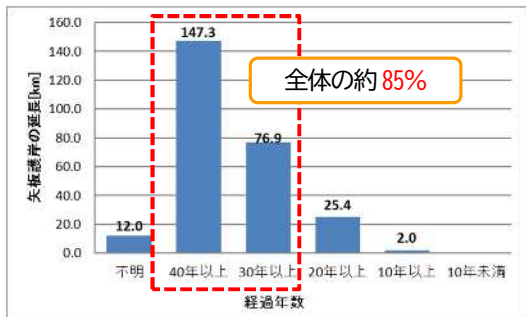
- ・ 県が管理する3ダムのうち2ダムが整備後30年以上を経過（令和8年4月現在）しており、多くの設備が更新時期を迎えている。



○矢板護岸の状況

- ・ 総延長約263 kmのうち、約224 km（約85%）が整備後30年以上を経過（令和8年4月現在）しており、腐食孔の発生や傾倒、護岸裏の道路陥没などの影響が出ている。

矢板護岸調査結果（令和8年4月現在）



4 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 道路環境課

◆提案・要望

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 阪神淡路大震災では、多くの橋りょうで橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。
- ・ 平成 28 年に発生した熊本地震では、阪神淡路大震災後に耐震補強基準が大きく改正された平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうで、落橋や倒壊などにより通行できず、緊急輸送の支障となる事案があった。
- ・ このため、本県では平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうのうち、緊急輸送道路・跨線橋・跨道橋などの特に重要度の高い橋りょうの耐震補強を計画的に進めている。
- ・ 首都直下地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

5 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課、道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検及び修繕、更新に必要な財源の確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうの老朽化が進行しており、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。
- ・ 法定点検の実施により、修繕等の措置を講ずべき橋りょうが明らかになり、その措置を図るための財政的な負担が増している。

◆参考

○県内の橋りょう数

高速道路	767橋 (4%)	国道 (補助)・県道 (さいたま市管理含)	2,954橋 (14%)
国道 (直轄)	533橋 (3%)	市町村道	16,177橋 (79%)
県内合計		20,431橋	

出典：道路メンテナンス年報を一部加筆

○県管理の橋りょう竣工年次グラフ



○建設後50年以上経過している県管理橋りょうの割合の推移



6 八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充



要望先 : 国土交通省、財務省
県担当課 : 下水道事業課

◆提案・要望

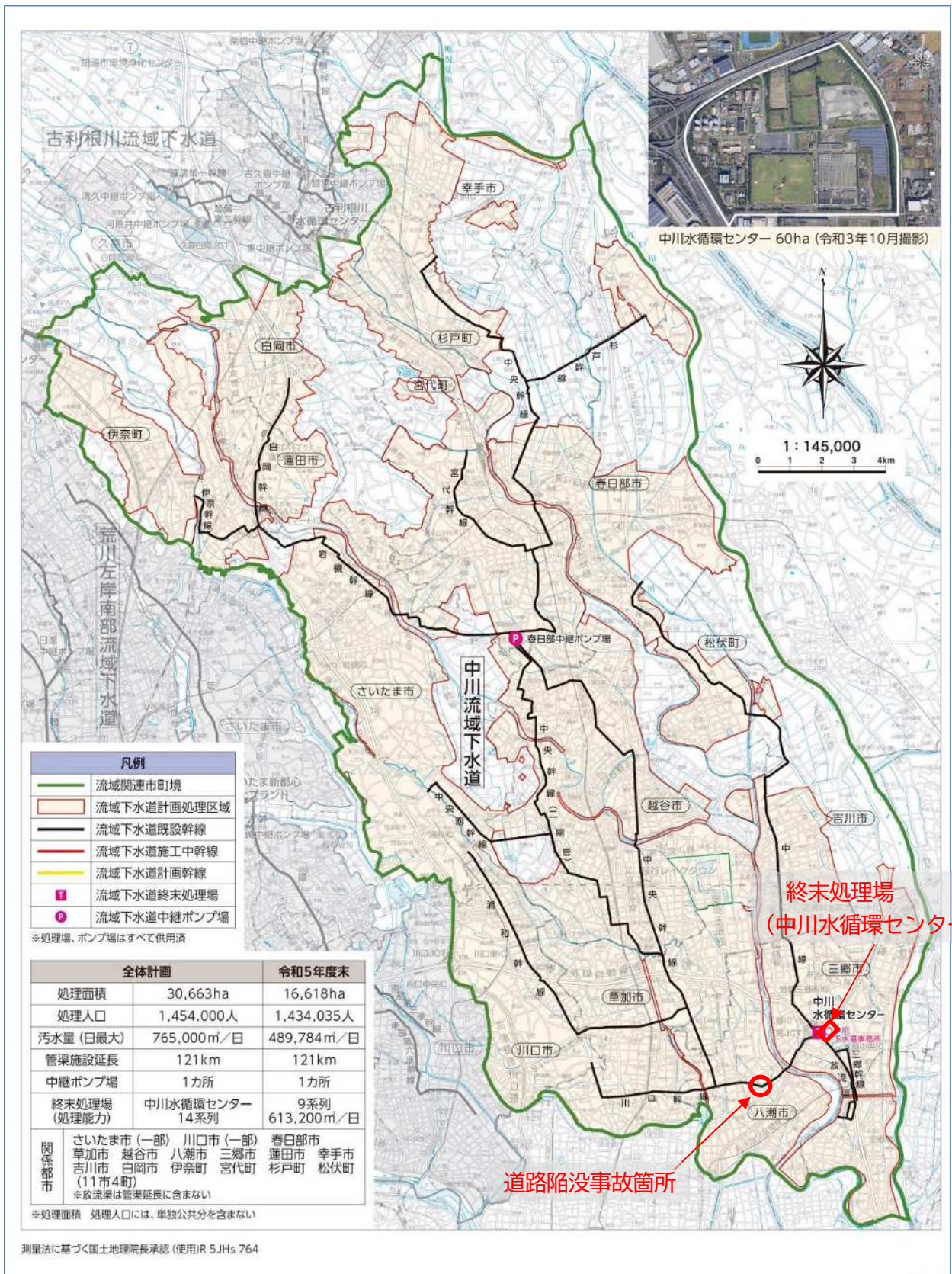
- (1) 今後、本格的な復旧については、部分的な対策のみでは不十分であり、レジリエンスを強化する対策が必要となることから、引き続き、国からの技術的支援及び財政的支援を実施すること。
- (2) 大規模下水道の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図ること。
- (3) 今回のような道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、引き続き第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策の着実な推進に必要な予算を確保すること。
- (4) 下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。
加えて、今後の流域下水道の在り方についても、検討を進めること
- (5) 多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じ見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所については、国の責任で財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和7年1月28日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故においては、事故発生直後より、多くの人員や資機材を派遣いただくなど、国土交通省から全面的なご支援をいただいた。
- ・ これまで、破損した下水道管の復旧を進めてきたが、今後はレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。
- ・ こうした中、事故の発生を未然に防ぐため、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路について財政措置が拡充されたが、大規模下水道における点検・調査や改築・更新の手法は確立されていない。
- ・ また、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている中で、実際にこのような重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準、ひいては今後の流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。
- ・ そのため、インフラの長期に亘る巨額更新費用の負担など、中長期的なインフラの在り方についての見通しがつくまでは、水の官民連携（ウォーターPPP）の推進については再検討が必要である。

◆参考

○中川流域下水道 管内図



7 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 下水道事業課

◆提案・要望

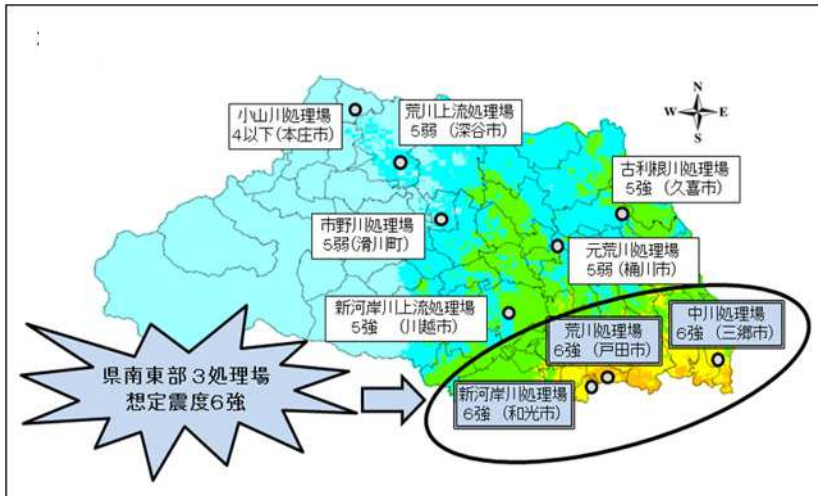
- (1) 将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などについて必要十分な予算を確保し、当初予算において安定的、継続的に措置すること。
- (2) 流域下水道の維持管理・更新について、国として主体的にその手法を確立させると共に、更新費用の負担主体についても考え方を取りまとめること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会（平成29年5月10日開催）において受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された。
- ・ 一方、本県の流域下水道は事業着手から50年以上が経過し、施設の耐震化、老朽化対策は近年の大きな課題であり、特に令和7年1月28日に八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道管渠の老朽化対策は喫緊の課題となっている。
- ・ 下水道は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。
- ・ 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- ・ 本県では、8つの流域下水道で県人口全体の77%の処理人口（約567万人）を担っており、大規模地震で下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震で震度6強と予想される県南東部地域には約510万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化が進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新時期を迎えているとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新時期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要があるとともに、八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえて、幹線管渠の老朽化対策やリダンダンシーの確保等を緊急的に進めていく必要がある。
- ・ 加えて、本県下水道施設の災害対策事業や老朽化対策事業は一朝一夕で終わるものではなく、引き続き、十分な予算措置による事業継続が不可欠である。

◆参考

○埼玉県流域下水道の処理場立地図



○想定震度6強エリアの処理場

名 称	場 所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約201万人	約510万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約165万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約144万人	

8 被災者支援システム導入支援および防災関連システムの連携強化



要望先：内閣府
県担当課：災害対策課

◆提案・要望

- (1) 被災者支援システムの財政支援を充実させること。
- (2) 都道府県域を越えた情報共有に対応できるデータベースシステムを全国展開すること。なお、全国展開に当たっては、情報共有すべき項目について都道府県からの意見を反映させること。
- (3) 専門家の派遣により、システム導入と運用の円滑化を支援すること。
- (4) 各省庁や都道府県等が運用する各システム間の情報連携を進め、都道府県等が災害対応業務を効率的に実施できるよう、現場の実態を十分踏まえたものとする。

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生すると予測されている。こうした大規模災害の発生時には、市町村により被災者情報を迅速に収集したうえで、きめ細かい支援を講じることが必要である。
- ・ 実現のためには、被災者支援の効率化を可能とする被災者支援システムの導入・運用が必要である。
- ・ 被災者支援システムの導入費用については、国による財政支援が用意されているが、2年目以降の運用費用については恒常的な財政支援がない。システム普及のためには、より高い補助率や継続性に配慮した交付金等の創設が必要である。
- ・ 都道府県域を越えた広域避難、二次避難も見込まれることから、全国規模での情報共有の仕組みが極めて重要となっている。都道府県域を越えて情報共有を目指すデータベースシステムについて、令和6年度に国の補助を受けて石川県が構築を実施している。他都道府県においてもスムーズに導入が可能となるよう、国による当該システムに関する情報提供及び導入費用への財政支援のもと、全国展開する必要がある。なお、全国展開に当たっては、都道府県間の情報共有すべき項目を、あらかじめ調整しておく必要がある。
- ・ さらに、これらのシステムが全国に導入されるためには、自治体への専門家派遣により、システムの導入・設定に関する技術的なサポートや、システムの適切な運用方法に関する教育・訓練等の支援を実施し、運用までを円滑化する支援が必要である。
- ・ 災害対応業務の効率化には、新物資システム（B-PLo）や新総合防災情報システム（SOBO-WEB）など各省庁が構築したシステム間はもちろん、都道府県及び市町村が構築するシステムとの連携を強化し、システム全体のワンスオンリー化を促進する必要がある。
- ・ 防災関連システムの運用に当たっては、地方自治体職員の業務負荷が増加しないよう、且つ、災害情報の共有については、自治体間の災害対応業務が効果的に活用できるよう配慮する必要がある。

9 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農村整備課

◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 農村整備事業

◆本県の現状・課題等

- ・ 土地改良施設等は食料生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしており、これらの機能が将来にわたって安定的に発揮できるよう備える必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食料増産の時代や高度成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全性の低下も懸念されている。
- ・ 本県は、国の「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、戦略的な保全管理を推進している。
- ・ さらに、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めている。
- ・ 本県では、地震で損壊した場合に人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（22箇所）について詳細調査を実施済みであり、防災重点農業用ため池（245箇所）についても詳細調査を概ね完了したところである。詳細調査の結果に基づいて適切な対策工事を実施する必要がある。
- ・ また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから早急に長寿命化対策を行っていく必要がある。

◆参考



堤体の下流に消防署が近接するため池
(上横田大沼・小川町)



経年劣化のためポンプ設備を補修
(長楽揚水機場・川島町)

10 計画的な農業農村整備事業の実施



要望先：農林水産省
 県担当課：農村整備課

◆提案・要望

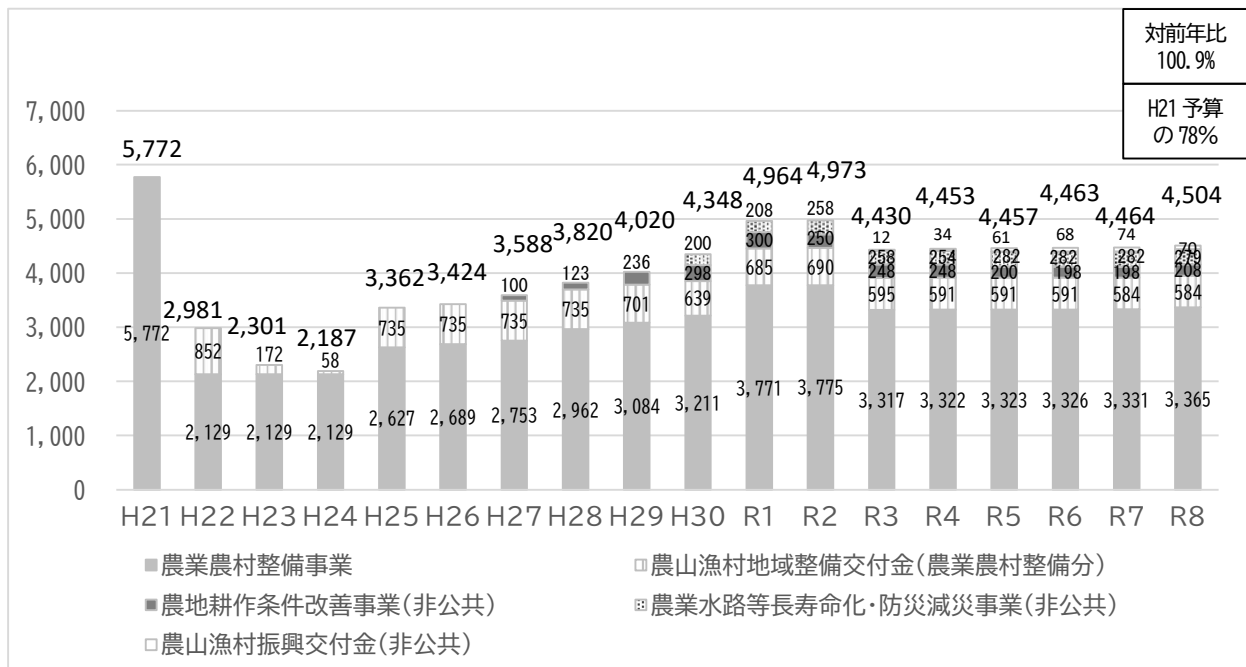
農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の保全、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題であり、必要な財源を確保し計画的な整備を行う必要がある。
- ・ また、近年の物価高騰により、建設資材や人件費が増大しているため、農業基盤整備に係る予算確保が必要不可欠となっている。
- ・ 令和8年度の国の農業農村整備事業に係る予算は全体で4,504億円、対前年比100.9%で、平成21年度の5,772億円と比べると78%である。
- ・ 「第1次国土強靱化実施中期計画」が令和7年6月6日に閣議決定され、その対策期間が令和8年度から令和12年度までの5年間となっている。

◆参考

○農業農村整備事業関係予算（当初）の推移（国）



注1) 金額は四捨五入によるため、合計とは一致しないことがある

2) 令和元年度及び令和2年度予算額は、「臨時・特別の措置」を含む

11 学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進



要望先：内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省
県担当課：学事課、教育局財務課、高校教育指導課

◆提案・要望

<公立学校施設>

- (1) 公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、老朽化対策、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進、学校統廃合の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、補助単価や補助上限額の引上げを行うとともに、必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 小・中学校だけでなく、高等学校も災害時には地域住民の避難所となる。国をあげて、防災・減災、国土強靭化を進める観点から、非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。さらに、体育館を含め、高等学校の空調設備の光熱費についても、小・中学校と同様に地方交付税措置を講じること。
- (3) 児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (4) 産業教育の重要性を踏まえ、県立高等学校の産業教育施設の計画的な整備、充実を図るための施設・設備費について、より一層の財政措置を講じること。

<私立学校施設>

- (5) 私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化を、強力に推進すること。
- (6) 私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (7) 私立学校施設に関して、熱中症事故防止を目的とした空調設備や障害のある児童生徒等への合理的配慮の提供を目的としたバリアフリー設備の整備等に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<公立学校施設>

- ・ 公立学校施設の整備費として文部科学省が計上した令和8年度当初予算は678億円であり、前年度当初予算と同規模の額となっている。
- ・ 補助単価の見直しは随時実施されているが、実工事費との乖離が大きい。また、国庫補助事業の内容ごとに補助上限額が定められているが、事業の規模によっては、事業費が補助上限額を上回り、自治体の厳しい財政状況がさらに圧迫される。特に、令和4年度の制度改正において空調

設置や内部改造等に活用できる国庫補助事業の補助上限額が2億円から7,000万円（屋内運動場の空調設備整備事業の上限は1.1億円（EHP）、1.4億円（GHP））に引き下げられたことで、地方自治体の厳しい財政状況が圧迫されるケースが出てきている。

- ・ また、学校の統廃合を進める上では、統合による遠距離通学者への通学方法の確保や廃校による避難所機能の低下、廃校となる学校施設の老朽化対策など様々な課題が生じている。

こうした状況を踏まえ、補助単価や補助上限額の引上げ及び必要な財源の安定的な確保が必要である。

- ・ 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、外壁や内壁、天井、照明器具、窓・ガラスなどの非構造部材の耐震化は、対策が遅れている。また、災害時の避難所機能の強化や熱中症対策の観点から体育館等への空調設備の設置が求められている。

避難所機能の強化や生徒の安全を確保するための財政支援については、現在補助の対象外とされている高等学校にも範囲を拡大する必要がある。

- ・ 県立高等学校は、市町村立小・中学校等と同様に多くが避難所として指定されている。避難所となる体育館への空調設置を円滑に進めていくために、平時のランニング・コストへの支援が必要である点は、市町村立小・中学校等と変わらないため、高等学校についても同様に地方交付税措置の対象とするよう要望する。
- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請しているが、財政負担が重く、点検を実施していない市町村も多い。
- ・ 県立高等学校の産業教育施設・設備の老朽化に対して、県の予算を十分に確保できていない。また、産業界における技術進展と高度化は著しく、最先端の技術を活用した施設・設備の充実改善を図り、新規施設も導入していく必要がある。

<私立学校施設>

- ・ 私立高等学校の令和8年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
- ・ 私立幼稚園の令和8年4月1日現在の耐震化率は95.3%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）では、園舎の中で幼児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積から除く扱いとされている。
- ・ 今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況であるが、補助金申請の際には構造耐震指標（Is値、Iw値）を示す必要があり、耐震診断費等も発生し費用負担が大きいことから、実施を断念するケースがある。
- ・ 私立学校施設の教育環境の維持向上の観点から、熱中症事故を防止するためのエアコン等の空調設備や障害のある児童生徒等への合理的配慮を提供するためのバリアフリー設備の充実を図る必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

令和6年度	683 億円
令和7年度	691 億円
令和8年度	678 億円

○産業教育の設備の整備について

- ・ 産業教育設備（特別装置）の整備に係る国庫補助が平成25年度に廃止された。
- ・ 「スマート専門高校」に係る国庫補助が令和2年度補正のみ設定され、それ以降継続的な財源措置がない。
- ・ 令和7年度補正予算において、高等学校等教育改革促進事業費補助金が新設され、都道府県に基金を造成し、教育の改革を先導する拠点を創出することとなったが、産業教育設備（特別装置）の整備に特化した継続的な支援はない。

○私立学校施設の令和7年度の状況

学種等		補助率	補助申請校(園)数	補助決定校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2 ※	0	0
	改築	1/3	0	0
	空調	1/3	13	13
	バリアフリー	1/3	0	0
幼稚園	耐震補強	1/2 ※	0	0
	改築	1/3	0	0
	空調	1/3	7	5
	バリアフリー	1/3	1	1

※Is 値が 0.3 以上の場合は 1/3

○私立高等学校等の空調・バリアフリー設備整備に係る国庫補助制度

対象：幼稚園・小・中・高等・中等教育学校・特別支援学校

補助率：1/3

12 協定締結機関の設置に要する費用に対する財政支援の拡充・継続



要望先：厚生労働省
 県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

感染症法第62条第3項において定められた、同法第60条第3項に基づき県が補助する「県と協定を締結する機関の設置に要する費用」に対する国の補助について、令和9年度以降も引き続き必要な予算措置を行うこと。

なお、協定締結機関の施設工事において、繰越制度を活用できるように補正予算ではなく、当初予算として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和4年12月に改正された感染症法では、新たな感染症の発生・まん延時に必要となる確保病床や発熱外来の実施機関などについて目標を定めることとされており、当該目標の達成に向けて、医療機関等と協定を締結することが法定化された。
- 一方、新たな感染症に確実に対応するためには、協定締結医療機関等の体制整備を着実に進めることが重要である。
- 国においても、令和7年度補正予算を措置し、令和8年度の体制整備について支援を講じているところであるが、検査機関や宿泊療養施設に対する予算が措置されておらず、不十分な内容となっている。
- 国においては、協定締結をした全ての機関を対象として、令和9年度以降も継続して予算措置を講じることにより、新たな感染症への備えを万全にするべきである。
- また、病室の整備等においては、複数年にわたる工期設定が必要となることを踏まえ、当初予算として財政措置をすることにより、支援対象となる工事が工期の関係で制限されることなく、適切に繰越制度を活用できるようにするべきである。

◆参考

○感染症予防計画で定める医療提供体制等に係る数値目標

項目	流行初期	流行初期以降
①確保病床数	1,200床 (うち重症100床)	2,000床 (うち重症150床)
②発熱外来を担う確保医療機関数	1,100機関	1,600機関
③自宅療養者等への医療の提供を担う機関数	—	2,200機関
④後方支援を担う機関数	—	170機関
⑤医療人材派遣への対応人数	—	250人
⑥検査の実施件数	4,500件/日	12,500件/日
⑦宿泊施設の確保居室数	1,000室	1,900室

※1 流行初期…感染症法第16条第2項に規定された新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から3か月以内

※2 流行初期以降…感染症法第16条第2項に規定された新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から3か月经過後から6か月まで